

○ 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出【40条通達23の2】（83ページのヲ参照）

公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出書

		国 税 庁 長 官		令和 7 年 〇 月 〇 日			
☞ 受贈法人等の所在地・名称等を記載してください。		届出者 〒 ****-**** 所在地 東京都〇〇区××2丁目□ フリガナ カヅコウホリジン **** 名称 学校法人 〇〇〇〇 フリガナ **** 代表者氏名 〇 〇 〇 〇 (連絡先) 氏 名 〇 〇 □ □ 電話番号 〇3 - 1111 - ××××					
		租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産等を下記のとおり公益目的事業の用に直接供しなくなりましたので、その旨の届出をします。					
		贈与又は遺贈を受けた日		昭・平・令 〇 年 〇 月 〇 日		承認 年 月 日	
		昭・平・令 〇 年 〇 月 〇 日		昭・平・令 〇 年 〇 月 〇 日		昭・平・令 〇 年 〇 月 〇 日	
		公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者		住 所 電 話 番 号 〒 ****-**** 東京都〇〇区××3丁目4 (電話番号 〇3 - 0000 - ××××)		フリガナ 氏 名 ****	
公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細							
種 類	細 目	所 在 地	数 量	公益目的事業の用に直接供しなくなった日	公益目的事業の用に直接供しなくなった理由		
				令和 年 月 日			
				令和 年 月 日			
				令和 年 月 日			
				令和 年 月 日			
				令和 年 月 日			
				令和 年 月 日			
				令和 年 月 日			
その他参考事項							

イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が、寄附財産等（特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合に、その旨を国税庁長官に届け出るときに使用します。

なお、この届出書が提出された場合には、原則として、措法第40条第3項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することになり、非課税承認が取り消されることとなります。

ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。
 - (ロ) 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者」欄には、寄附財産を寄附した人の現在又は寄附時の住所等を記載してください。
 - (ハ) 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、具体的に記載してください。
 - (ニ) 「その他参考事項」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったこと等を届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
 - (ホ) この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

ハ 届出時確認事項

確認項目	確認すべき事項	チェック
全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	☐

二 添付書類

書 類	チェック
公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類その他参考となる資料※	☐

※例えば、財産等を譲渡した場合には、次のような書類がこれに該当します。

- ・財産等を譲渡することを決定した旨の記載のある公益法人等の理事会等の議事録の写し
- ・財産等の登記事項証明書
- ・売買契約書の写し
- ・譲渡代金が入金された通帳の写し など